

【会社法制分野】

◆優 秀

「アメリカにおける D&O 保険に関する法的規律の歴史的考察」

Udomsuvannakul Poompat (ウドムスワンナクン プームパット)

(Chandler MHM 法律事務所)

---

本稿の目的は、アメリカにおける D&O 保険の歴史的考察を行うことである。本稿は、アメリカにおける D&O 保険の歴史的考察を通じて、今までのアメリカにおける D&O 保険に関する議論を概観することとする。

日本の学説では、アメリカにおける D&O 保険の規定、学説、実証研究などを検討する先行研究は存在するが、ほとんどが最近かその時代のアメリカにおける D&O 保険の規定、学説、実証研究などを断片的に検討するにとどまっている。本稿のように、D&O 保険が誕生した 1960 年代から今日に至るアメリカ法の動向を丹念に考察するものは見たらなかった。

また、時代ごとの背景事情に配慮を配りながら、アメリカにおける D&O 保険の歴史的考察を行うことにより、アメリカにおける D&O 保険に関する議論および D&O 保険の約款条項の形成に影響してきた要因は何かということが考察できるという点も本稿の着眼点の一つであると思われる。本稿は、アメリカにおける D&O 保険を取り巻く環境のうち、特に D&O 保険市場のマーケット状況に注意を払いながら、これが D&O 保険に関する議論および D&O 保険の構造・約款条項の変遷にいかに関与してきたのかという問題意識に基づき考察を進める。アメリカの D&O 保険市場のマーケット状況に着目する理由は、同じく役員救済手段である会社補償や責任制限・免除と比較すると、D&O 保険は商業保険市場で販売されている保険商品である以上、多かれ少なかれマーケットの影響を受けていると思われるからである。そのため、D&O 保険の市場がいかに関与してきたのかを考察することは、D&O 保険に関する規律の制度設計を考える上で有益であろう。

本稿では、アメリカにおける D&O 保険に関する議論と D&O 保険のマーケット状況を時間的経緯に沿って検討した上、①アメリカにおける D&O 保険の約款条項・構造を取り巻く環境、②D&O 保険に内在する問題の種類、及び③D&O 保険に関する規制方法を明らかにする。

結論として、①について、アメリカの歴史的考察からは、アメリカの D&O 保険の約款条項の変遷に大きく影響する要素として、役員責任リスクに関する認識を高める出来事、D&O 保険約款条項の解釈をめぐる裁判例、D&O 保険のマーケット状況といった 3 つの要

素およびこれらの要素の相互関係があることが明らかになった。

②について、アメリカの歴史的考察からは、D&O 保険に関する問題を「D&O 保険による過小保護」という問題と「D&O 保険による過大保護」という問題に大きく分類することができると思われる。D&O 保険による過小保護とは、D&O 保険の支払限度額が低く、カバー範囲が狭いことなどにより、損害賠償請求がなされた際、取締役個人が出損しなければならない金額が不適切に高いことを意味する。場合によっては、D&O 保険の過小な保護は、経営萎縮および社外取締役のなり手不足問題という問題につながる。これに対し、D&O 保険による過大保護とは、D&O 保険の支払限度額が高く、カバー範囲が広いことや保険会社が容易に保険金を支払うことなどを意味する。損害賠償を請求された際、D&O 保険による過大保護により、取締役個人が出損しなければならない金額が不適切に低かったり、経営者の地位・職場・業績連動型報酬が保護されたり、和解額が不適切に高くなったりする。D&O 保険による過大保護の問題のうち、D&O 保険の保護により、取締役個人が自ら行った違法行為について金銭的責任を負わなくなり、取締役個人の違法行為への抑止効果が減少するという問題（「抑止効果減殺問題」）は特に重要である。

③について、アメリカの歴史的考察からは、抑止効果減殺問題への規制方法として、アメリカの規制を4つに分類することができる。それは、形式的規制、内容規制（D&O 保険の約款条項を規制するもの）、開示規制、公的機関による D&O 保険の使用の禁止である。デラウェア州をはじめとするほとんどのアメリカの州会社法は形式的規制を採用している。形式的規制の背景には、抑止効果減殺問題への対処については、公序と保険会社・保険市場に任せるからということが言えると思われる。